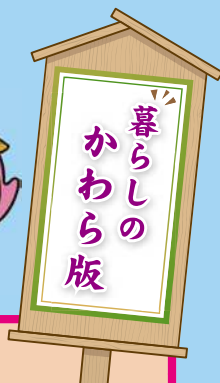


オツと通信



契約後に「あれっ?」と思ったら… クーリング・オフ制度を正しく利用しましょう!



契約解除通知書

契約年月日 令和〇年〇月〇日
 商品名 〇〇〇
 契約金額 〇〇〇円
 販売会社 〇〇株式会社 △△営業所
 担当者名 〇〇〇〇様

上記の契約を解除します。
 支払い済みの〇〇円を返金し、
 商品をお引き取りください。

令和〇年〇〇月〇〇日
 契約者住所 東京都荒川区〇〇町〇-〇-〇
 契約者氏名 〇〇〇〇

*クーリング・オフとは、訪問販売・電話勧誘販売などの不意打ち的な取引で契約した場合、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。制度をきちんと理解した上で利用しましょう。

ひとこと助言

- クーリング・オフによる解約は、書面のほか、電子メールや事業者のWEBフォーム、FAXなどの電磁的記録でも通知できます。 契約書面を受け取った日から8日以内（内職商法、マルチ商法は20日以内）に通知しましょう（例外もあります）。
- 解約通知を発送した際は、送付した通知書やメール、事業者のWEBフォームの画像写真などの控えを必ず保存しましょう。
- 通信販売には、クーリング・オフ制度は適用されません。
クーリング・オフ以外での解約方法は、消費生活センターに相談しましょう。

クーリング・オフについて知りたい時は、

消費生活センター（5604-7055）にご相談ください。